

# 横浜市母子・父子家庭 高等職業訓練促進給付金等事業

## 内 容

対象となる資格を習得するために、通学される方へ、通学される期間の生活費の軽減のため、給付を行います。

(すでに学校に通われている場合でも、要件を満たせば、対象となる場合があります。)

## <対象資格>

看護師(准看護師含む) ・ 介護福祉士 ・ 保育士 ・ 理学療法士 ・ 作業療法士  
歯科衛生士 ・ 理美容師 ・ 社会福祉士 ・ 製菓衛生師 ・ 調理師

## 支給額・支給期間(訓練促進給付金)

### 【訓練促進給付金】

世帯区分(※1)	支給額	支給期間
非課税	月額 100,000 円 ※	修学期間に相当する期間 (上限 48 月★)
課税	月額 70,500 円 ※	

※修学の最終 12 ヶ月は月額 4 万円増 ★取得する資格によって変わります

### 【修了支援給付金】

世帯区分(※1)	支給額
非課税	50,000 円
課税	25,000 円

← 修学開始日から要件を満たしていないと受給対象とならないので、ご注意ください。

※1 申請者及びその同一世帯に属する方(民法第 877 条第 1 項に定める扶養義務者で生計が同じ方を含む)の市民税が非課税か課税かによって分けられます。

★世帯の全員が非課税でないと、非課税の対象にはならないので、ご注意ください。

## 対 象 者

横浜市内に居住する 20 歳未満の児童を扶養している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の①～④を満たす方

- ① 所得(就労等による所得の額+養育費の 80%)が児童扶養手当の所得制限限度額未満である  
※ 所得から差し引ける諸控除は児童扶養手当と同じです。
- ② 過去に訓練促進給付金等を受給していない  
1 年以上通学する講座が対象です。
- ③ 養成機関において 1 年以上のカリキュラムを修業し、対象資格を取得しようとしていること
- ④ 就業又は育児と修学の両立が困難であると認められる

☆ 訓練促進給付金と趣旨を同じくする給付(求職者支援制度における職業訓練受講給付金や雇用保険法第 24 条に定める訓練延長給付及び雇用保険法附則第 11 条の 2 に定める教育訓練支援給付金等)を受けている場合は、対象になりません。

<手続きの流れ>

事前相談

こども青少年局こども家庭課に電話でご相談ください。  
⇒生活状況などをお伺いした上で、支給申請用紙を送付します。

面談

ひとり親サポートよこはま（横浜市母子家庭等就業・自立支援センター）の就労支援員と面談を行っていただきます。  
※事前相談をいただいた後、申請希望者の方のお名前や電話番号等をひとり親サポートよこはまへ伝えさせていただきます。  
※事前に就労支援員から面談日程調整の電話を申し上げます。  
※面談場所は区役所またはひとり親サポートよこはまになります。

通学開始

支給申請

通学開始月以降、在学証明書を添付して郵送で申請いただく必要があります。  
※申請月からの支給となり、さかのぼりの支給はしませんのでご注意ください。

支給決定

後日、こども青少年局から、決定通知をお送りします。  
4半期ごとにご提出いただく「出席状況証明書」用紙を同封します。

出席状況確認書の提出（四半期ごと）

（4月入学・申請の場合）最初に振り込まれるのは、期限までに書類提出があった場合、7月末頃になります。

四半期ごとに、学校の証明印が押された「出席状況証明書」をご郵送ください。

例：4月入学、4月に申請

⇒4～6月分の出席状況確認書を、7月中旬までに郵送

⇒7月末に4～6月分を指定の口座へ振込

振込月：7月（4月～6月分）

10月（7月～9月分）

1月（10月～12月分）

4月（1月～3月分）

実習など諸事情により、〆切より提出が遅くなくても、追ってご提出いただければ、その翌月末に支給するようにいたします。

現況届（毎年8月）

収入等、受給要件に該当するかどうか、確認の書類をお送りしますので、ご返送ください。

※所得の状況等に変更がありましたら、別途手続きをしていただく場合があります。

進級（毎年）

学年があがるごとに、養成機関の長が証明する単位取得証明書等をご提出ください（郵送）。

留年など、単位の取得がすすんでいない場合は、支給を停止する場合があります。

卒業

要件に該当する場合は、修了支援給付金を郵送で申請（卒業日から起算して30日以内）

## よくあるご質問

### ● 神奈川県看護師等修学資金貸付と、併用はできますか？

修学資金の貸付を受けても、なお給付が必要であれば可能です。事前相談の際、生活の状況をお聞き取りします。

### ● 児童扶養手当が支給停止となっていますが、対象となりますか？

対象となる所得については、本人所得が児扶支給水準であれば、扶養義務者の所得超過等で児扶支給停止となっている場合でも、受給可能です。

支給額は、課税世帯・非課税世帯で金額が異なるため、世帯全員の収入を把握いたします。同居親なども含め、世帯全員が非課税であれば、非課税世帯の区分となりますが、おひとりでも課税の方がいれば、ご本人の収入が非課税でも、課税の区分となります。

### ● 生活保護を受給している場合は、対象となりますか？

保護費の決定に影響があるため、必ず生活保護の担当に相談し、確認をしてください。

### ● 給付金を受給している間にこどもが20歳になりますが、対象となりますか？

お子さんが20歳になる月までを対象に、支給をすることが可能です。

### ● 雇用保険の失業給付と、併用はできますか？

失業給付を受けても、なお給付が必要であれば可能です。事前相談の際、生活の状況をお聞き取りします。

ただし、雇用保険の制度で、職業訓練の期間に失業給付を延長して支給する「訓練延長給付」については、本給付金と同じ趣旨の給付であるため、併用ができませんので、ご注意ください。

<参考>ハローワークの制度 ※必ず事前にお住いの区を管轄するハローワークへご相談ください。

ハローワークでも、資格取得に向けて、様々な制度があります。  
本給付金と併給できないものもありますので、申請前に必ずハローワークへご確認ください。

#### ● 専門実践教育訓練

対象：雇用保険の被保険者もしくは被保険者であった方で一定条件を満たす方

※対象となる学校は、厚生労働省によって定められています。

★給付金（教育訓練にかかる授業料相当の経費を支給）⇒本給付金と併給可

★支援給付金（訓練期間中の生活費相当を支給）⇒本給付金と併給不可

#### ● 求職者支援制度

対象：雇用保険を受給できない方で、特定求職者に該当する方

★「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を原則無料で受講

★職業訓練受講給付金（訓練期間中の生活費相当を支給）⇒本給付金と併給不可

## その他

### ● マイナンバーについて

申請には個人番号（マイナンバー）が必要となります。申請の際には、《申請者の個人番号カードの写し》又は《通知カードの写しと本人確認資料》を添付していただきます。

また、申請者と同一世帯の方の個人番号も、申請書に記入していただくことになります。（住民票上は別世帯であっても、本事業では同一世帯と扱う場合があります。）

個人番号は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める「個人番号利用事務」（母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務）に利用します。

### ● 寡婦（夫）控除のみなし適用について

「市民税課税世帯」のうち、未婚の母子家庭の母又は父子家庭の父で一定の条件を満たす場合には、訓練促進給付金と修了支援給付金を「市民税非課税世帯」としての金額で受け取ることができます。

（支給申請と一緒に寡婦（夫）控除のみなし適用に関する申請が必要です。）

## 問合せ・申請書送付先

横浜市こども青少年局こども家庭課 給付金担当

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

電話：045-671-2390 FAX：045-681-0925

## 高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金の受給者に対して、入学準備金及び就職準備金の貸付をします。資格取得した日から1年以内に就職し、取得した資格が必要な業務に5年間継続して従事した場合は返還を免除します。

<貸付額> 入学準備金：50万円以内 就職準備金：20万円以内

<返還期間> 5年以内

<連帯保証人・利子> 原則、連帯保証人を立てる必要があります。その場合は無利子です。  
（連帯保証人を立てない場合は、年利1%）

【詳細・問合せ】横浜市社会福祉協議会施設福祉課（電話 201-2219/FAX 201-1661）

こども青少年局こども家庭課（電話 671-2390/FAX 681-0925）

申請はこども青少年局こども家庭課へ